2　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号	
④　備考	

3　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　施行規則第51条の15第１項第１号又は第２号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　該当する□にレ印を付けること。

3　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号）を記載すること。

8　事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

9　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

10　欠格事由に関する事項（申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注１　施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

注２　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注３　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注４　法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注５　法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

第２　添付書類

1　事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

2　譲受人が法人であるときは、その定款

3　譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書